

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

2026年 7月 1日から 2027年 6月 31日まで

株式会社へいせい

1 事業実施の方針

- ・入居支援＋入居後の見守り・アフターフォロー
- ・居住サポート住宅の導入、事業開始
- ・要配慮者向け物件確保
- ・専任スタッフによる入居支援、訪問見守り、見守りを兼ねた運動支援サービス体制の導入検討

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	特になし (他法人と連携)				
法第62条第二号に掲げる業務	入居支援・相談会運営	糸島市内	9	高齢者 生活困窮者 20名	1,100
法第62条第三号に掲げる業務	・入居後の見守り・アフターフォロー ・専任スタッフによる入居支援、訪問見守り ・見守りを兼ねた運動支援サービス体制の導入検討	糸島市	9	住宅用配慮者全般	2,000
法第62条第四号に掲げる業務	要配慮者向け物件確保	糸島市	9	自社物件および住み替え等で自宅を手放される方。2件	600

法第 62 条 第五号に掲げる業務	実施なし				
法第 62 条 第六号に掲げる業務	居住サポート住宅の導入、事業開始	糸島市	9	自社管理物件	300

連携内容①糸島市 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	・糸島市役所福祉の相談窓口より住宅用配慮者の情報共有を実施 ・糸島市の介護職関係者会議へのアンケート調査実施
連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	・グループ会社福祉施設の職員による相談会対応 ・介護認定がなく、希望される方への見守り、グループ会社での介護予防運動教室の提供
人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。	・自社職員による訪問見守りの人材を採用し、社内および社外での育成研修へ参加

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。